明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第四条又は第七条の規定により算定された額の合計額に占める割合　送配電関連固定費

二・三　［略］

2・3　［略］

（変動額届出料金の算定）

第三十一条　［略］

2　［略］

一　［略］

二　一般送配電事業者は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第四条第四項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

三　一般送配電事業者は、電源開発促進税の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第四条第四項第七号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した電源開発促進税の変動額を整理しなければならない。

四　［略］

3～13　［略］

様式第1　（第4条から第7条まで関係）

第1表

法人税等	
自社アンシラリーサービス費	

(1)　［削る］

(2)・(3)　［略］

様式第2　（第4条から第7条まで関係）

第1表

法人税等	
自社アンシラリーサービス費	

電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、託送収益、事業者間精算収益、電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）、振替損失調整額及び使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分として第四条又は第七条の規定により算定された額の合計額に占める割合　送配電関連固定費

二・三　［略］

2・3　［略］

（変動額届出料金の算定）

第三十一条　［略］

2　［略］

一　［略］

二　一般送配電事業者は、電源開発促進税の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第四条第四項第七号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した電源開発促進税の変動額を整理しなければならない。

三　一般送配電事業者は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第四条第四項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

四　［略］

3～13　［略］

様式第1　（第4条から第7条まで関係）

第1表

法人税等	

［新設］

(1)　［略］

(2)　燃料費（電気の周波数の値の維持等に係る増分費用）

（単位：千円）

項目	金額	備考
電気の周波数の値の維持等に係る増分費用		

(3)・(4)　［略］

様式第2　（第4条から第7条まで関係）

第1表

法人税等	

［新設］